

## 6 決算審査及び基金運用状況審査

### (1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況

#### ア 審査の対象

令和4年度静岡県一般会計及び11 特別会計

#### イ 審査の期間

令和5年7月25日から令和5年8月31日まで

#### ウ 審査の結果

令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認める。

#### エ 審査の意見

<p>a 健全な財政運営の堅持について</p>	<p>歳入決算額は、県税等が増加したものの、地方交付税や県債の減少により、一般会計全体では、1兆4,721億641万6千円となり、前年度決算額1兆5,067億7,395万9千円に比ベ346億6,754万3千円、2.3%減少した。</p> <p>県税の決算額は4,976億5,575万6千円であり、前年度決算額4,874億3,144万2千円に比ベ102億2,431万4千円、2.1%の増加となった。これは、輸出関連製造業の企業収益の持ち直しにより、前年度に比ベて法人二税が124億5,477万6千円、8.9%増加したことによるものである。</p> <p>国庫支出金は2,955億8,599万9千円で前年度決算額2,885億1,031万円に比ベ70億7,568万9千円、2.5%の増加となった。これは、新型コロナウイルス感染症関連事業の実施等によるものである。</p> <p>一方、自主財源の増加により地方交付税は、前年度決算額に比ベ233億3,144万6千円、11.2%の減少となった。</p> <p>県債は、1,470億1,000万円で、前年度決算額1,948億8,700万円に比ベ478億7,700万円、24.6%の減少となった。これは、税収の増等により臨時財政対策債の発行が抑制されたほか、建設事業、施設整備事業等の投資的経費の水準調整や資金手当債の抑制に取り組んだことによるものである。</p> <p>歳出決算額は、義務的経費の増加により一般会計全体では、1兆4,474億7,735万9千円であり、前年度決算額1兆4,854億3,627万7千円に比ベ379億5,891万8千円、2.6%減少した。</p> <p>義務的経費については、前年度と比ベ決算額が1.7%増加し、歳出全体に占める構成比は1.8ポイント増加の43.1%となった。また、前年度と比ベ決算額は、扶助費が3.5%、公債費が3.1%増加し、歳出全体に占める構成比はそれぞれ9.5%、13.1%となった。</p> <p>投資的経費の決算額については、前年度から7.1%の減少となった。これは、補助事業や国直轄事業が減少したこと等によるものである。</p> <p>また、その他経費は行政費の減少などにより、前年度から決算額が5.1%減少し、歳出全体に占める構成比も1.1ポイント減少して42.9%となった。</p> <p>次に、一般会計の県債残高について、通常債の残高が1兆5,962億2,649万9千円となり、減収補填債や退職手当債などの資金手当債の発行を抑制したことから、前年度に比ベ69億3,518万5千円減少し、新ビジョン後期アクションプランの目標である「上限1兆6,000億円程度」の水準を維持した。</p>
-----------------------------	--

	<p>また、臨時財政対策債の残高は1兆1,846億6,265万5千円となり、前年度末より137億1,665万9千円減少した。</p> <p>県の財政構造を示す7つの指標を見ると、前年度に比べて自主財源比率、実質公債費比率は改善し、一般財源等比率、義務的経費比率、経常収支比率、財政力指数、将来負担比率は悪化した。</p> <p>義務的経費比率は、近年新型コロナウイルス感染症関連事業の増加により改善傾向にあったが、令和4年度は、1.8ポイント悪化した。</p> <p>将来負担比率は、前年度改善に転じていたが、令和4年度は9.1ポイント悪化した。</p> <p>財源不足については財政調整用の基金を取り崩すことによりこれを補っているが、令和4年度決算における取崩しによる補填額は、32億円となった。</p> <p>また、令和4年度決算等を踏まえた今後の財政見通しの試算では、令和5年度に468億円の財源不足が見込まれている。</p> <p>上記の県債残高の状況、7つの指標の推移や財政調整用の基金の取崩しの状況等を勘案すると、財政状況は実質公債費比率18%未満、将来負担比率400%未満という新ビジョン後期アクションプランの目標の範囲を維持しているものの、たいへん厳しい状況は続いている。</p> <p>令和4年度からスタートした新ビジョン後期アクションプランでは、令和7年度までに財政調整用の基金に頼らない収支均衡を達成することを目標に掲げている。</p> <p>しかしながら、今後、一般財源総額の増加が見込めない中で、歳出面では、社会保障関係費や金利上昇に伴う公債費の増加等による義務的経費等の増加が見込まれており、現状のままでは、収支均衡の目標達成は難しい状況にある。全庁的に一層の歳出のスリム化や歳入の確保に取り組むことで、健全財政の堅持を図られたい。</p> <p>加えて、国から元利償還金の財源保障があり実質的な地方交付税として扱われているとはいえ、令和4年度の臨時財政対策債の残高が1兆1,846億円以上あり、県債残高全体の42%を占めていることから、引き続き、国に対してはあらゆる機会を活用して、中長期的に安定的な税財源の構築、臨時財政対策債の廃止を含めた交付金制度に係る改革や償還財源の別枠での確保を強力に働きかけられたい。</p>
<p>b 収入未済額の縮減への取組について</p>	<p>収入未済額から徴収猶予等の措置をとったものを除いた実収入未済額は、平成22年度の205億6,785万2千円をピークに減少に転じ、令和4年度には、75億7,408万円と、平成22年度と比べ6割以上減少しており、市町との協働など縮減に向けた様々な取組は評価できる。</p> <p>(ア) 県税関係</p> <p>県税に税外収入の加算金を加えた実収入未済額は、34億1,149万4千円となり、前年度に比べ2億4,774万円、6.8%の減少となり、県税全体で実収入未済額が削減された。特に個人県民税は、前年度に比べ2億3,449万3千円、7.5%減少となり、平成24年度から市町と協働で進めてきた特別徴収の徹底など、取組の強化に努めてきたことの成果と考えられる。</p> <p>また、個人県民税（均等割・所得割）の収入率は、平成24年度以降の上記取組による滞納繰越額の減少もあって97.2%となり、前年度より0.3ポイント上昇した。</p> <p>しかし、現在も全国平均の97.3%を0.1ポイント下回っている。県政運営の自主性を保持する上で県税の確保は重要な命題であり、特に個人県民税の徴収については、県職員の市町への短期派遣など、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。</p> <p>(イ) 県税関係以外</p> <p>令和4年度の県税関係以外の実収入未済額は、41億6,258万5千円で前年度に比べ8,117万2千円、2.0%の増加となった。これは、高濃度PCB廃棄物代執行費用返納金3億6,789万1千円が新規に発生したためである。</p> <p>実収入未済額の主なものは、中小企業共同施設資金貸付金償還金等14億6,376万1</p>

	<p>千円、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等 7 億 6,020 万 8 千円のほか、産業廃棄物原状回復代執行費用返納金、生活保護費返還金、公営住宅使用料等である。</p> <p>県税関係以外の未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成 23 年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て縮減に向けた各種の取組を行っている。令和 4 年度においても、債権管理マニュアルの活用や債権回収の外部委託の実施等の取組により、実収入未済額が縮減している債権もある。</p> <p>一方で、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金では、新規の収入未済額の抑制には尽力したものの、総額として前年度を上回る実収入未済額となっていることから、回収業務の専門家と連携を強化する等、効果的な手法を取り入れることで収入未済額の縮減に努力されたい。</p>
<p>c 事業繰越の縮減について</p>	<p>翌年度への繰越額は、一般会計では 998 億 8,602 万 3 千円で、前年度に比べ 449 億 9,861 万 6 千円、31.1%と大幅に減少したが、特別会計については 17 億 9,345 万 8 千円で、前年度に比べ 12 億 1,452 万 5 千円、209.8%増加した。</p> <p>なお、一般会計では、社会健康医学研究推進事業費が令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間の継続費として設定されており、令和 4 年度の繰越額（逓次繰越）は、2 億 593 万 5 千円であった。</p> <p>令和 4 年度の明許繰越のうち、追加分（国補正や災害発生に伴う事業の繰越）は、前年度と比べ 481 億 7,505 万 5 千円、51.7%減少したが、通常分は、台風 15 号に伴う災害復旧業務を優先して行うために工事等を一時中止したことなどにより、前年度に比べ 39 億 3,055 万 9 千円、8.4%増加した。</p> <p>また、事故繰越については、40 億 4,084 万 3 千円で、前年度に比べ 8 億 3,480 万 6 千円、17.1%減少した。</p> <p>明許繰越のうち通常分については、的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り繰越額の縮減に努められたい。また、事故繰越については、早期完了に向けて計画的な事業執行に努められたい。</p>
<p>d 不用額について</p>	<p>歳出予算における不用額は、一般会計では、343 億 7,428 万 2 千円で、前年度に比べ 128 億 4,001 万 3 千円、27.2%の減少となった。また、特別会計では、97 億 7,098 万 8 千円で、前年度に比べ 140 億 9,594 万 3 千円、59.1%の減少となった。</p> <p>一般会計の内訳で主なものは、新型コロナウイルス感染症対策事業費助成、コロナワクチン接種推進事業費助成などである。</p> <p>また、特別会計の内訳で主なものは、国民健康保険事業特別会計における保険給付費等交付金などである。</p> <p>令和 4 年度の不用額は、一般会計、特別会計いずれも前年度を下回っている。不用額の中には、新型コロナウイルス感染症関連事業など、2 月補正時点の見通しが困難であったため、実績と見込みに大きく差が出るなど、やむを得ないものもあると思われるが、財政の健全化を推進し、財源の有効な活用を図るため、当初予算計上時から精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、引き続き効率的な予算執行に努められたい。</p>
<p>e 財務会計事務等の適正な執行について</p>	<p>令和 4 年度定期監査等において、不動産取得税の課税誤りなど 10 件を監査結果として一番重い「指摘」としたほか、物品購入代金の支払遅延等 22 件を「注意」とした。監査結果等は「意見」「指導」を含めると全体で 140 件、前年度に比べ 26 件の増加となっている。</p> <p>財務会計に関わるものは、55 件であり、前年度より 15 件増加した。これは、令和 3 年度に多発した道路占用料の徴収誤りは減少したものの、海岸占用料の算定誤りや河川占用料の不適切な徴収、支出負担行為等の遅延等が発生したためである。</p> <p>工事技術関係に関わるものは、11 件であり、前年度より 6 件増加した。これは、建設工事における事務処理や工事計画等において、不適切な事案が多数発生したためである。</p> <p>令和 2 年度から新たに内部統制制度が開始され、各所属で財務に関する事務等を対象にリスクを抽出し、事前に不正や間違いの発生を防ぐ仕組み作りに取り組んでいるが、令和 4 年度の</p>

	<p>内部統制評価報告書では重大な不備が3件報告されている。</p> <p>地方自治法の改正を受け、監査業務は、内部統制推進部局が行う検査結果等を活用した監査を実施し、内部統制機関との役割分担を図り、経済性、効率性及び有効性に視点を置いた監査を拡充し、内部統制機関では確認困難な分野に監査資源を投入し、監査の重点化を図ることとしている。</p> <p>各内部統制推進部局及び内部統制評価部局においては、引き続き内部統制制度が有効に働き、適正な事務処理が行われるよう、連携を図り、システムの見直しや組織によるチェック体制の強化など継続的に取り組み、適正な財務会計事務等の執行に努められたい。</p>
<p>f 財産管理等 について</p>	<p>財産管理に係る事務については、生乳の誤廃棄（同種事案の再発）により「指摘」となった案件が1件発生したほか、モバイルパソコンの不適切な管理や物品台帳の未作成など事務処理上の不適切な事例も散見されている。県有財産は、県民の財産であるという意識をもって適切な管理に努められたい。</p> <p>一方で、県では、平成26年度にファシリティマネジメントの基本方針を作成し、「総量適正化」、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」の4本柱により、経営的な視点から県有施設を総合的に企画・管理・活用する取組を行っている。とりわけ、「総量適正化」に向けた未利用財産の売却については、平成20年度から5年度ごとに県有財産の売却計画を策定し未利用地の売却を進めており、平成25～29年度については、67億4,653万4千円を売却した。平成30～令和4年度については、計画最終年度である令和4年度に12億5,202万6千円を売却し、売却額累計69億7,029万円、当初計画額に対する達成率は125.2%となった。しかし、令和3年度の変更計画額に対しては、売れ残りや入札に至らないといった積み残し物件が残存していることから達成率は87.1%となった。</p> <p>今後も県有財産の最適化を推進し、令和5～9年度の売却計画の目標値を達成できるよう、積極的な売却に努められたい。</p> <p>また、今後30年間の建替えや集約化等の管理方針及び対策に要する費用を記載した「個別施設計画（公共建築物）」を令和元年度に策定し、公共建築物の総量適正化と長寿命化の取組を計画的に推進することとし、「総量適正化」については、令和31年度までの30年間で公共建築物の15%の削減を目標としている。</p> <p>令和4年度は、面積で24,522㎡を削減し、個別施設計画の管理目標に対する達成率は累計で3.6%減となっている。当該目標を達成するため、引き続き、計画的な削減に努められたい。</p> <p>加えて、長寿命化の取組により、建物劣化診断を実施し、今後の中長期維持保全計画の策定につなげていることから、県有施設の安全性の確保と財政負担の軽減の両立に努められたい。</p>

## (2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

### ア 審査の対象

- 令和4年度静岡県工業用水道事業
- 令和4年度静岡県水道事業
- 令和4年度静岡県地域振興整備事業
- 令和4年度静岡県立静岡がんセンター事業
- 令和4年度静岡県流域下水道事業

### イ 審査の期間

令和5年7月25日から令和5年8月31日まで

### ウ 審査の結果

工業用水道事業ほか4事業の決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、令和5年3月31日現在の財政状況及びその日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表

示しているものと認める。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認める。

## エ 審査の意見

a 工業用水道事業	<p>工業用水道事業は、動力費等の維持管理費の増加などにより経常損失が増加したが、未利用地売却による特別利益を計上し、当年度純利益が前年度より4億4,950万6千円(128.4%)の増益となり、純利益7億9,965万円を確保した。</p> <p>工業用水道別に見ると、6工業用水道のうち、柿田川、ふじさん(富士川、東駿河湾)、静清の3工水は赤字を計上し、中遠、湖西の2工水は純利益が前年度より減少した。</p> <p>また、年間実給水量を見ると、ふじさん(富士川)、静清以外は減少しており、6工水合計で483万3千m<sup>3</sup>減少した。今後も水需要の減少や節水技術の向上等により、給水収益が減少する可能性があることに加え、老朽化する施設等の大規模な更新が必要となり、さらに厳しい経営状況が見込まれる。</p> <p>このような状況の中、「水道施設更新マスタープラン」に基づく「第5期長期修繕・改良計画」を踏まえた平成30年度から10年間の経営の基本計画である「経営戦略(第4期中期経営計画)改訂版」に基づき、計画的に事業を実施している。</p> <p>また、中堅・若手職員を中心とした「課題解決型タスクフォース」により、浄水発生土の有効活用と減量対策、デマンドレスポンス契約による動力費削減等によるコスト削減や遊休資産売却等による収益確保に取り組んでいる。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「経営戦略(第4期中期経営計画)改訂版」に基づいて、積極的な経営革新に取り組み、管路近傍事業所への調査や企業誘致との連携による情報収集や工業用水利用促進インセンティブ制度の積極的な活用により、新規顧客を開拓する等、収益確保を進めるとともに、浄水発生土処分費や動力費の削減等による運営コストの削減により収支改善を目指し、更なる経営基盤の強化に努められたい。また、「第5期長期修繕・改良計画」及び「第3期耐震計画」に基づき、着実に施設更新や耐震化を進められたい。</p> <p>② 急速に経営悪化した富士川と東駿河湾工水については、令和4年3月に両事業を統合し、「ふじさん工業用水道」とするとともに、令和4年4月分から料金改定を行った。また、令和11年度の本格的な一体的水運用の開始を目指し、令和6年度から新たに設置するポンプ場の設計・施工に加え、浄水場等の運転・維持管理への包括的民間委託の導入を進めている。一体的な運用によるコスト削減や工業用水の安定供給を果たせるよう事業を進められたい。</p>
b 水道事業	<p>水道事業は、給水収益の減少や動力費等の維持管理費の増加などにより経常利益が減少し、当年度純利益が前年度より4億6,818万7千円(44.4%)の減益となった。</p> <p>3水道事業のいずれも純利益を計上したが、すべての水道で前年度より減少した。</p> <p>年間実給水量については、3水道すべてで減少しており、当年度の3水道の合計実給水量は、前年度より161万m<sup>3</sup>(2.1%)の減少となった。</p> <p>黒字経営が継続しているが、今後、人口減少等に伴う水需要の低下による施設規模の適正化や管路等の大規模更新を進めるに当たり、費用の増加が見込まれている。</p> <p>また、水道事業は県民の生活を支える公共インフラであることから、災害発生後も速やかに安全・安心な水を供給することが求められている。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「経営戦略(第4期中期経営計画)改訂版」に基づいて、積極的な経営革新に取り組み、浄水発生土処分費や動力費の削減等による運営コストの削減により、健全経営の維持に努められたい。</p>

	<p>また、AIによる塩素の適正注入率制御や管路台帳の3次元モデル化に取り組んでいるが、今後も新たな技術の導入可能性を検討し、DXの推進に努められたい。</p> <p>さらに、「第5期長期修繕・改良計画」及び「第3期耐震計画」に基づき、施設の効率的な更新や耐震化を計画的に進めるとともに、関係機関と連携し、災害や事故等の緊急事態に対応できる体制の維持に努められたい。</p> <p>② 榛南水道と静岡県大井川広域水道企業団が運営する大井川広域水道について、令和4年3月に締結した基本協定書に基づき、同年9月に実施協定書を締結した。</p> <p>現在、令和11年4月を目途とする統合に向け、関係者間で施設整備、費用負担、資産譲渡等について協議を進めているが、統合による将来の更新費用や維持管理コストの削減、契約水量と使用水量の乖離の解消など、受水地域にとって統合によるメリットが活かされるよう事業に取り組まれたい。</p>
<p>c 地域振興整備事業</p>	<p>地域振興整備事業は、セミ・オーダーメイド方式により整備した「富士大淵」の引渡し完了し、前年度同様に土地売却収益を出したが費用が収益を上回ったため、経常損失となり、特別損益を加えて当年度は894万9千円の純利益をあげた。</p> <p>また、オーダーメイド方式により整備を進めていた「浜松坪井バイオマス発電施設関連」については、整備が完了し、令和5年度の引渡しを予定している。</p> <p>その他、「牧之原萩間」については令和4年10月に、「長泉東野」については令和5年1月に、それぞれ企業局、市町、事業者の3者で基本協定を締結し、事業に着手している。</p> <p>さらに、市町への工業用地等開発可能性調査に対する助成や技術的支援などによる開発候補地の掘り起こしを進め、セミ・レディーメイド方式等による事業化を推進している。</p> <p>こうした状況を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「経営戦略（第4期中期経営計画）改訂版」に基づいて、工業用地等の造成に当たっては、市町と連携して積極的に開発候補地の掘り起こしを進めるとともに、セミ・レディーメイド方式等の多彩な造成方式により、多様な企業ニーズに対応した工業用地等の供給を進められたい。また、効率的な施工方法や経費削減に向けた創意工夫に取り組み、経営の健全性を確保しつつ効果的な事業執行に努められたい。</p> <p>② 「浜松坪井バイオマス発電施設関連」については、令和5年度に事業者への引渡しができるよう、計画に沿った事業の推進に努められたい。また、「牧之原萩間」、「長泉東野」についても計画に沿った事業の推進に努められたい。</p>
<p>d 静岡がんセンター事業</p>	<p>静岡がんセンターは、本県がん対策の中核を担う高度がん専門医療機関であり、令和2年4月には全床開棟して615床となった。また、令和2年3月に、厚生労働大臣からがんゲノム医療中核拠点病院の指定を受け、本県におけるがんゲノム医療への取組において、中心的な役割を果たしており、治験・臨床試験や研究の推進、がんゲノム医療に関わる人材の育成に、大きな期待が持たれている。</p> <p>令和4年度の病院事業は、医業収益の増加など、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復傾向がみられるが、光熱水費の高騰による経費の増などにより、3年連続の赤字となった。研究所事業の損失を含めた全体でも、3億7,686万7千円の純損失となり、未処理欠損金も前年度より増加している。</p> <p>経営指標は改善しており、病床利用率が88.6%と、前年度に比べ、2.5ポイント高くなっている。</p> <p>過年度医業未収金は、前年度に比べ718万3千円増と4年連続して増加しており、累計で1億2,277万4千円となっている。</p> <p>また、医師については毎年充足が進んでいるが、定数200人であるところ、令和4年度末は177人となっており、23人不足している。</p> <p>こうした点を踏まえ、次のとおり意見を述べる。</p>

	<p>① 病院事業は、令和2年度以降、3年連続の赤字となった。令和4年度の総収入は、患者数の増加等により回復の傾向がみられるが、一方で総支出は、光熱水費の高騰などにより、収入を上回る経費の増加となり、純損失は、前年度と比べて増加している。運営コスト削減による収支改善を目指し、今後も効率的な病院経営に取り組み、病院事業の黒字化を図っていただきたい。</p> <p>② 過年度医業未収金について、コロナ禍の影響による患者本人や家族の収入減少により、支払いが困難な事例が増えているとのことであるが、患者本位のもと、患者に寄り添ったきめ細かい対応による未収金発生の未然防止と、早期回収に努められたい。</p> <p>③ 本県のがん治療の中核的な病院としての役割を果たすため、引き続き不足している医師の確保に努められたい。また、研究所を中心に行われているプロジェクトHOPEの研究成果を基に、民間企業等との連携による検査サービスの提供や将来の臨床に役立つ新技術の開発等を進めるなど、その成果を可能な限り県民に還元するよう努められたい。</p>
<p>e 流域下水道事業</p>	<p>流域下水道事業は、施設の老朽化による設備更新の増大や人口減少等、事業を取り巻く経営環境の変化に対応するため、平成31年4月から公営企業会計へと移行している。財務諸表の作成により、経営・資産の状況を明確に把握できることとなり、中長期的な見通しに立った経営の方針や投資、財政の基本計画である「静岡県流域下水道事業経営戦略」を令和3年2月に策定しており、同経営戦略の計画的かつ着実な実施が求められている。そして令和4年度の純利益は、4億7,017万6千円となった。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 経営戦略では、令和4年度まで耐震対策事業を集中実施することとなっている。県民の生活や生命に関わる重要なライフラインである下水道施設は、地震や豪雨等の自然災害発生時でも被害を最小限にとどめる必要がある。</p> <p>このことから、施設の速やかな耐震化・耐水化工事の完了に努められたい。</p> <p>② 耐震対策事業終了後は、引き続き「ストックマネジメント計画」に基づき事業費の平準化と施設の長寿命化を図っていくことから、財務体質の強化を念頭に、健全な事業執行に努められたい。</p> <p>③ 当事業は5市3町からの負担金を主な財源としていることから、引き続き、効率的な事業運営による維持管理費の縮減を図り、市町の負担軽減に努められたい。</p>

### (3) 基金運用状況に対する審査の実施状況

#### ア 審査の対象

静岡県立美術館建設基金

#### イ 審査の期間

令和5年7月25日から令和5年8月31日まで

#### ウ 審査の結果及び意見

審査の結果、本基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

## 7 健全化判断比率等審査

### (1) 健全化判断比率審査の実施状況

#### ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### イ 審査の期間

令和5年8月8日から令和5年8月31日まで

#### ウ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

区 分	令和4年度 健全化判断比率	令和3年度 健全化判断比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15%
実質公債費比率	13.0%	13.1%	25%	35%
将来負担比率	240.0%	230.9%	400%	

（注）実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は「—」と表示

#### エ 審査の意見

実質公債費比率	<p>令和4年度の実質公債費比率は13.0%で早期健全化基準（25%）未満であり、前年度実績（13.1%）より0.1ポイント改善したが、令和4年度単年度の比率は14.2%で、令和3年度（12.3%）に比べ1.9ポイント悪化した。</p> <p>これは、算定式の分母となる普通交付税・臨時財政対策債発行可能額が減少したこと、分子となる満期一括償還債の残高増加に伴う元利償還金の増によるものである。</p> <p>令和3年度の全国順位は前年度の39位から38位となったが、引き続きワースト10入りしており、今後も公債費の縮減等により財政負担の軽減に努められたい。</p>
将来負担比率	<p>令和4年度の将来負担比率は240.0%で早期健全化基準（400%）未満であるが、前年度実績（230.9%）に比べ9.1ポイント悪化している。</p> <p>令和3年度の全国順位は、前年度の41位から42位へ下落し、引き続きワースト10に入っている。</p> <p>また、将来負担額の大半を占める地方債現在高が3兆5,107億6,343万8千円と多額で、前年度に比べ162億6,837万1千円増加していることから、地方債などの将来負担額の適正な管理に取り組み、将来、財政を圧迫することがないように努められたい。</p>

#### （参 考）

##### 【健全化判断比率とは】

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的

に表す意義を持ちます。

実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
連結実質赤字比率	一般会計及びすべての特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したものです。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。この比率が高いほど、返済負担が重いことを表します。
将来負担比率	一般会計等の将来支払っていく財政負担（地方債現在高及び債務負担行為額）だけでなく、将来支払っていく可能性のある財政負担（地方公社等に係る実質的な負債等）を指標化したものです。この比率が高いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いことを表します。

## (2) 資金不足比率審査の実施状況

### ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- ・ 静岡県流域下水道事業会計
- ・ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

### イ 審査の期間

令和5年8月8日から令和5年8月31日まで

### ウ 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

令和4年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

区分		公営企業会計名	令和4年度 資金不足比率	令和3年度 資金不足比率	経営健全化 基準
法 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県工業用水道事業会計	—	—	20%
		静岡県水道事業会計	—	—	
		静岡県立静岡がんセンター事業会計	—	—	
		静岡県流域下水道事業会計	—	—	
法非 適用 企業	宅地造成	静岡県地域振興整備事業会計	—	—	
法非 適用 企業	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	—	—	

(注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部が適用される公営企業のことをいう。

法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 資金不足額が生じない場合の比率は、「—」と表示

## エ 審査の意見

令和4年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

## (参 考)

### 【資金不足比率とは】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。この比率が一定基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければなりません。

### 【法適用企業と法非適用企業の経理事務】

法適用企業は地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される公営企業であり、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために経理事務は企業会計方式で行われます。

法非適用企業は、地方公営企業法の適用を受けない公営企業であり、経理事務は官庁会計方式で行われます。

## 8 内部統制評価報告書の審査

内部統制評価報告書の審査について、以下のとおり実施しました。

### (1) 審査の対象

令和4年度静岡県内部統制評価報告書及び参考資料

### (2) 審査の期間

令和5年7月26日から令和5年9月11日まで

### (3) 審査の実施内容

「静岡県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、本庁及び出先機関の定期監査において得られた知見を利用した。

### (4) 審査の結果

令和4年度静岡県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は概ね相当であると認める。

### (5) その他

審査の結果に添えて、下記のとおり意見を付しました。

今回の審査において、「重大な不備」の判断に関し、改善が必要と判断されたため、次の各事案について、意見を述べる。

- ① 土木事務所の職員が実際の施工量より過大な施工量で虚偽の変更設計書を作成したことにより計12,160,000円が過大に支出された事案について、令和4年度に当該職員が有罪判決を受けるなどしており、県民の県政に対する信頼を著しく損なうことになった。本件事案は、当該職員のみならず、上司による業務管理等の内部統制上の原因があったと考えられる。内部統制制度が法定化される以前に発生した事案であることから「重大な不備」として評価されていないが、このような重大事案については評価対象とすることを検討されたい。
- ② 特に慎重な取扱いが求められる「要配慮個人情報」の流出事案が令和4年度に複数件発生した。これらについては、誤送付先のほとんどが公的機関や関係者であったこと、情報の流出原因が故意によるものではなかったこと等から「重大な不備」として評価されていない。しかし、このような機微な情報を流出させてしまったこと自体が県民の県政に対する信頼を損なうことになるため、評価基準等の見直しにより、流出した個人情報の性質に応じて「重大な不備」として評価することを検討されたい。
- ③ 7土木事務所において、コンクリート巻立てされた電話ケーブル等の道路占用料について徴収開始当初から長年にわたり算定誤りがあり、時効に掛からず追加徴収が可能な平成30年度から令和4年度までの間において、道路占用料の徴収漏れが計291件、10,389,545円生じていることが発覚した。これらについては、各事務所の調定誤りの額が「重大な不備」の基準に満たないため、個別に不備として評価されているが、この主な発生原因は、占用料の算定方法が大多数の他県等と異なっていたため、事業者が他県等の算定方法により誤って申請してきたにもかかわらず、占用事務担当者の確認が不十分であったことである。このように、要因を同じくする不備であって、同種事案が複数の所属で発生しているものについては、全体として一つの不備として捉え、「重大な不備」の評価を行うことを検討されたい。

## 9 例月出納検査

### (1) 根拠

地方自治法（以下「法」という。）第235条の2第1項に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うこととなっています。

### (2) 検査の対象

ア 普通会計（静岡県一般会計及び特別会計）、歳入歳出外現金及び基金

イ 公営企業会計

- ・ 静岡県流域下水道事業会計
- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計

### (3) 実施時期・方法

ア 実施時期

法第235条の2第1項では「毎月例日を定めて」検査することとされており、本県では、静岡県監査委員に関する条例第10条で、毎月25日から月末までの間に行うこととしています。なお、検査の対象は、原則として前月分です。

<令和5年度実績>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	28	31	30	31	31	29	31	30	28	31	29	28

イ 実施方法

書面検査により実施しています。

なお、予備検査については、平成16年度から検査の正確性、透明性及び効率性を高めるため、公認会計士の一部を委託して実施しています。

（令和5年度は、普通会計等、企業局会計（工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計）及び静岡がんセンター事業会計の予備検査を外部委託で実施）

### (4) 検査結果

令和5年度は、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

### (5) 結果報告

検査の結果は、法第235条の2第3項の規定に基づき、県議会及び知事に報告することとされており、本県では検査の都度、その結果を書面で報告しています。

## 10 住民監査請求に基づく監査

### (1) 監査実施状況

年度	区分	前年度からの繰越	受付	却下	受理			翌年度への繰越
					勧告	棄却	却下	
令和元年度		0	2	1 (注1)	1		1	0
令和2年度		0	0					0
令和3年度		0	1	1 (注1)				0
令和4年度		0	0					0
令和5年度		0	4		4		3 (注2) (注2)	1

(注1) 地方自治法で定められた住民監査請求の要件（財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以内等）を満たしていなかったため、監査を実施しませんでした。

(注2) 一部を棄却、一部を却下とした2件については、棄却欄に計上しています。

### (2) 監査の結果

請求年月日	令和5年8月22日	請求者	星野光央
監査の対象	不動産鑑定に係る支出		
監査対象機関	財務局資産経営課		
請求の概要	<p>「土地：浜松市北区細江町広岡字東カイド 18 番 宅地 実測 441.81 m<sup>2</sup>」についての鑑定評価書及び時点修正率意見書が不当な成果品であり、それらについての支出も不適切なため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・だれが。(県の執行機関又は職員) 資産経営課</li> <li>・いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。 鑑定評価書 令和3年8月27日 343,200円 時点修正率意見書 令和4年8月31日 44,000円</li> <li>・その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。 不当鑑定として懲戒処分を受ける可能性がある成果品に対する支出であり、不当である。</li> <li>・その行為により、どのような損害が県に生じているのか。 受領した成果品の不良、不当なものへの支出</li> <li>・どのような措置を請求するのか。 成果品の訂正、減額・返納請求、依頼破棄及び二度と不当鑑定への支出が発生しないように静岡県が厳格な契約書を作成し、同意した業者にのみ評価依頼を行い、不当鑑定として処分を受けた場合には直ちに報酬全額の返金を請求できるものとする。</li> </ul>		
監査の結果と通知日	一部棄却、一部却下（令和5年10月19日）		
結果の概要	<p>本件措置請求のうち不動産鑑定評価書に係る令和3年8月27日の支出に関する措置請求については、請求期間の1年を経過しており、その後に請求できる「正当な理由」も認められないため却下する。</p> <p>時点修正率意見書に係る令和4年8月31日の支出に関する請求については、県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請</p>		

	求人主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求を棄却する。
--	-----------------------------------

請求年月日	令和5年10月16日	請求者	星野光央
監査の対象	企業局の不動産鑑定に係る支出		
監査対象機関	企業局経営課、企業局西部事務所		
請求の概要	<p>令和5年「土地：浜松市北区初生町 1163 番 111 及び 1164 番 3 宅地 実測 3,538.51 m<sup>2</sup>」についての鑑定評価書が、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 不当な鑑定評価手法等に基づき、市場価格と著しく乖離した不適切な成果品であること。</li> <li>② 静岡県企業局職員が職責を果たしていないこと</li> <li>③ 不動産鑑定士等が負っている説明責任を果たさせていないこと</li> <li>④ 上記の問題が起きることを未然に防止するための対策も講じていないこと（職員による不作為又は故意の可能性）</li> </ol> <p>以上4点全て重なっており、支出が不適切なため。</p> <p>令和4年「土地：浜松市北区初生町 1164 番の一部 宅地 実測 6,215.73 m<sup>2</sup>」          令和3年「土地：浜松市北区初生町 1163 番 1 の一部（1163-1B）宅地 実測 5,466.37 m<sup>2</sup>」          上記2つの鑑定評価書についても同様（市場価格と著しく乖離したとの点は指摘していない）であり、連続性の観点からも不当であると指摘している。</p> <p>ここでいう連続性とは、3年連続で中部ガス不動産に不動産鑑定を依頼し、作成した不動産鑑定士も同一人物である。それぞれを全くの別の「鑑定評価書」というには無理がある。それも同一区画内の土地（浜松市北区初生町の企業局所有）について、である。「3つの鑑定評価書の整合性」も合わせて考慮されるべきものであり、監査請求対象である。</p> <p>1年以上前の支出も含まれるが、正当な理由については、上記に述べた通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・だれが。（県の執行機関又は職員）： 企業局</li> <li>・いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。： 鑑定評価書 令和5年8月3日 493,900 円 鑑定評価書 令和4年8月8日 719,400 円 鑑定評価書 令和3年8月3日 620,400 円</li> <li>・その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。： 国土交通省及び知事から不当鑑定として懲戒及び監督処分を受ける可能性がある成果品に対する支出であり、静岡県職員は鑑定評価書をろくに読んでおらず、評価書を理解するための勉強も怠り、読んで理解したふりをして、理解した事実をでっち上げ、当該鑑定評価書の価格を妥当であると採用した行為は職務怠慢、職務放棄に該当し、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者に説明責任を果たさせておらず、職員及び不動産鑑定士及び不動産鑑定業者が不正な行為や不当な支出が行われなかったための対策を全く講じておらず、企業局に多数いる静岡県職員の不作為の賜物であり、当該支出が不当である。</li> </ul>		

	<p>全部で 100 を超える指摘事項（重複分も含む）については、別途添付した書類の全てに目を通して確認してもらわなければならない。</p> <p>また、仮に国土交通省等の処分庁による懲戒及び監督処分があったとしても、法的に鑑定評価書そのものへ「不適当な鑑定評価書」であるというお墨付きを与えるものでない。処分とは関係がなく、採用している個々において、鑑定評価書の妥当性は判断されるものである。つまり、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく処分と、静岡県が採用した鑑定評価書の当・不当とは別の次元である。「処分が公告されていないから、当該鑑定評価書は妥当である」との論理は成立しない。よって本件は、不動産の鑑定評価に関する法律第 42 条の措置要求の処分とは関係がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• その行為により、どのような損害が県に生じているのか。： <p>不良な成果品の受領、静岡県一般競争入札参加予定者への混乱、県職員による鑑定評価書を読んでいないにも関わらず、読んだふり・理解したふりをして職務を行っていることとみせかけて静岡県民を欺き、給与を受け取り、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者に対して説明責任を果たさせる義務の不履行、特定の不動産鑑定業者との疑わしき関係、不当な成果品への不必要な支出</p> </li> <li>• どのような措置を請求するのか。： <p>今回提起した成果品への全ての指摘・疑問・質問に対して納得のいく説明をさせた上で、業者に対して成果品の訂正、減額・返納請求又は依頼破棄及び静岡県が二度と不当鑑定への支出が発生しないよう静岡県が鑑定評価書について厳格な精読・精査体制を構築し、相手方に対してきちんとした契約書を用意し、同意した業者にのみ評価依頼を行い、必ず鑑定評価書の説明する場を設けさせ、不動産の鑑定理論・鑑定評価について学び理解しようとしている職員も複数名同席し、全て議事録として記録させることを前提に納得のいくまで何度でも質疑応答を繰り返させることを約束・実行し、不当鑑定として処分を受けた場合には直ちに報酬全額の返金を請求できるものとする。</p> <p>それに伴い、鑑定評価に関する報酬額が高くなることを妨げないように、対策を講ずること。</p> </li> </ul>
<p>監査の結果と通知日</p>	<p>一部棄却、一部却下（令和5年 12 月 13 日）</p>
<p>結果の概要</p>	<p>(1) 結論  本件措置請求のうち令和3年度の不動産鑑定評価書に係る令和3年8月 16 日の支出及び令和4年度の不動産鑑定評価書に係る令和4年8月 22 日の支出に関する措置請求については、請求期間の1年を経過しており、その後に請求できる「正当な理由」も認められないため自治法第 242 条の所定の要件を欠いていることから却下する。  令和5年8月 14 日の不動産鑑定評価書に係る支出に関する請求については、県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。</p> <p>(2) 意見（要旨）  本件措置請求は却下及び棄却したが、今回の監査結果に基づき不動産鑑定評価書に係る支出についてより一層の適正化に資するため、次のとおり意見を述べる。</p>

	<p>ア 不動産鑑定評価書の検収について 今後、不動産鑑定評価書が納品された際には検収を適切に実施するよう努められたい。</p> <p>イ 不動産鑑定報酬額について 監査対象機関は、今後の報酬額の決定方法等について見直しを検討されたい。</p>
--	--

請求年月日	令和5年12月6日	請求者	星野光央
監査の対象	天竜職員住宅の不動産鑑定に係る支出		
監査対象機関	財務局資産経営課		
請求の概要	<p>令和4年度に売却を行った 「【対象不動産】 所在：浜松市天竜区二俣町二俣字和田 2019 番 地積：宅地501.18㎡ 名称：天竜職員住宅 建物：鉄筋コンクリート造アスファルトシングル葺2階建 延床面積：277.56㎡ 付属建物：2棟」 の価格判定の元とした静岡県が所有している鑑定評価書（発行業者：一般財団法人日本不動産研究所浜松支所）が、</p> <p>① 不当な鑑定評価手法等に基づき、市場価格と著しく乖離した不適切な成果品であること。 ② 静岡県の資産経営課職員が職責を果たしていないこと ③ 不動産鑑定士等と不適切な関係及び彼らが行っている責任を果たさせていないこと ④ 上記の問題が起きることを未然に防止するための対策も講じていないこと（職員による不作為又は故意の可能性）</p> <p>以上4点全て重なっており、支出が不適切なため。</p> <p>資産経営課は少なくとも5年間、きちんと調べればもっと長いかもしれないが、ほとんどが「一般財団法人日本不動産研究所浜松支所」に不動産鑑定を依頼し、作成した不動産鑑定士も同一人物である。これほどの指摘を受け続ける業者に対して、依頼を続けるにはよほどの理由があるのと考えるのが通常であろう。「鑑定評価の依頼先との不適切な関係」との疑念も合わせて考慮されるべきものである。</p> <p>要求1 不動産の鑑定評価を依頼する場合には、必ず職員が現地で不動産鑑定士と立ち会いを行うことを決まりとせよ。 要求2 違反はない、とするなら、その理由を説明せよ。 鑑定評価書への記載事項が欠けているにもかかわらず、不動産鑑定業者は提出し、静岡県が受領しているのは、違反があるのではないか。故意による不作為なのか。 要求3 静岡県 資産経営課は不動産鑑定評価書の問題点につき、客観的かつ論理的な回答をせよ。できないのであれば、不当な支出であると認めることになると自覚せよ。</p> <p>・だれが。（県の執行機関又は職員）：</p>		

静岡県経営管理部財務局資産経営課

- いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。:

(鑑定評価書) 支払予定日 令和4年12月8日

支出額195,800円

- その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。:

国土交通省及び静岡県知事から不当鑑定として懲戒及び監督処分を受ける可能性がある成果品に対する支出であり、静岡県職員は鑑定評価書をろくに読んでおらず、評価書を理解するための勉強も怠り、読んで理解したふりをして、理解した事実をでっち上げ、当該鑑定評価書の価格を妥当であると採用した行為は職務怠慢、職務放棄に該当する。加えて、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者に対して問題点を明確にした質問をせず、十分な説明責任を果たさせておらず、職員及び不動産鑑定士及び不動産鑑定業者が不正な行為や不当な支出が行われなかったための対策を十分に講じておらず、このような指摘自体が資産経営課の多数いる静岡県職員の不作為の賜物であり、当該支出が不当である。

不当ではないというのなら、これらの指摘に全て回答できなければ、業務責任を果たしたことになるかと考えている。

また、仮に国土交通省等の処分庁による懲戒及び監督処分があったとしても、法的に鑑定評価書そのものへ「不当な鑑定評価書」であるというお墨付きを与えるものでない。処分とは関係がなく、採用している個々において、鑑定評価書の妥当性は判断されるものである。つまり、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく処分と、静岡県が採用した鑑定評価書の当・不当とは別の次元である。「処分が公告されていないから、当該鑑定評価書は妥当である」との論理は成立しない。よって本件は、不動産の鑑定評価に関する法律第42条の措置要求の処分とは関係がない。

- その行為により、どのような損害が県に生じているのか。:

不良な成果品の受領、静岡県一般競争入札参加予定者への混乱、県職員による鑑定評価書を読んでいないにも関わらず、読んだふり・理解したふりをして職務を行っていることとみせかけて静岡県民を欺き、職員として給与を受け取り、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者に対して正当な成果品を納入、説明責任を果たさせる義務の不履行、特定の不動産鑑定業者との疑わしき関係、不動産鑑定業者に対して不当な成果品でも報酬が得られるのだと思わせていること、不当な成果品への不必要な支出

- どのような措置を請求するのか。:

要求1・要求2・要求3に応えた上で、今回提起した成果品への全ての指摘・疑問・質問に対して納得のいく説明をさせた上で、業者に対して成果品の訂正、減額・返納請求又は依頼破棄させると同時に、静岡県が二度と不当鑑定への支出が発生しないよう静岡県が鑑定評価書について厳格な精読・精査体制を構築し、相手方に対してきちんとした契約書を用意し、同意した業者にのみ評価依頼を行い、必ず鑑定評価書の説明する場を設けさせ、不動産の鑑定理論・鑑定評価について学び理解しようとしている職員も複数名同席し、全て議事録として記録させることを前提に納得のいくまで何度でも質疑応答を繰り返させることを約束・実行し、鑑定評価書に不備があれば訂正・再提出させ、不当鑑定として処分を受けた場合には直ちに報酬全額の返金を請求できるものとする。

それに伴い、鑑定評価に関する報酬額が高くなることを妨げないように、対策を講ずること。

	<p>「第三者に開示させないことを条件に不動産鑑定士からの説明を聞く」という、起こってはならないことが、資産経営課において一度起きたことを確認した。どのような経緯で起きたのか、その原因を取り除き、不適切であるとの認識の下、二度とそのようなことが起きないように対策を講じること。</p>
監査の結果と通知日	<p>棄却（令和6年2月5日）</p>
結果の概要	<p>(1) 結論        県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求を棄却する。</p> <p>(2) 意見（要旨）        本件措置請求は棄却したが、今回の監査結果に基づき不動産鑑定評価書に係る支出についてより一層の適正化に資するため、次のとおり意見を述べる。        監査対象機関は一般財団法人日本不動産研究所浜松支所と単独随意契約しているが、今後の鑑定業者の選定方法について見直しを検討されたい。</p>